

令和2年5月11日

## 特定供給の許可について

中部経済産業局から、エネクス電力株式会社(法人番号 1010401095059)による長野県松本市他6箇所における特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の10の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。)における当該許可に係る審査基準に照らし、電力の適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1(26)①及び②に適合していると認められましたので、別紙の通り中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

官 印 省 略  
20200424 中部第 50 号  
令 和 2 年 5 月 1 1 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給の許可について(回答)

令和2年4月23日付け 20200417 中部第 26 号により貴職から当委員会に意見を求められた特定供給の許可の申請について、電力の適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該特定供給の許可の申請については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。)第1(26)①及び②に適合していると認められました。